▲ 退職金制度と切り、う17支援金制度の資格取得時期が異なる場合について

* 資格取得および退職金制度拠出開始

入社後、最初に到来する1日(入社日が1日の場合は同日)にセカンドライフ支援金制度の資格を取得し、加入待期期間が経過後、最初に到来する1日(入社日が1日の場合は待期期間経過後の1日)に退職金制度の拠出を開始する

ケース

• 入社: 2022 年 4 月 20 日

・加入:2022年5月1日(セカンドライフ支援金制度加入)

・開始:2025年5月1日(退職金制度拠出開始)

 退職金制度加入者

 セカント・ライフ支援金制度加入者

 人
 人
 人

 入社
 加入
 開始

 2022/4/20
 2022/5/1
 2025/5/1

◆ セカンドライフ支援金制度(待期期間の設定なし)と退職金制度(待期期間3年)の両制度を実施している企業は、セカンドライフ支援金制度の資格取得届を提出するときに、併せて**≪加入待期者連絡票≫**を提出してください

手続き

セカント・ライフ支援金制度の資格を取得するときに、**≪加入者資格取得届≫**を提出してください 退職金制度の拠出を開始するときに、**≪【セカント・ライフ支援金制度既加入者】退職金拠出開始届≫**を提出してください